

第1号通所事業 サービス・活動A（通所型）

あなた（利用者）に対するサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人QOL福祉会
主たる事業所所在地	〒933-0874 高岡市京田281-1
代表者（役職名・氏名）	理事長 北林 和正
電話番号	0766-50-8773

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	通所介護 雅	
サービスの種類	サービス・活動A（通所型）	
事業所の所在地	〒933-0874	
電話番号	0766-50-8773	
指定年月・事業所番号	令和5年12月18日指定	16A0200204
実施単位・利用定員	1単位	定員3名
通常の事業の実施地域	高陵（定塚・平米）・下関	地区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援または事業対象者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ介護保険法及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者・地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要介護状態となることの予防のための適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービスは、設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他、利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、土曜・日曜・年末（12/31～1/3） お盆を除きます
営業時間	8時30分～17時00分 まで
サービス提供時間	9時00分～16時15分 まで

6. 事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種	勤務の形態・人数
生 活 相 談 員	常勤 1 人 ・ 非常勤 1 人
看 護 職 員	常勤 1 人 ・ 非常勤 1 人
介 護 職 員	常勤 1 人 ・ 非常勤 1 人
機 能 訓 練 指 導 員	非常勤 1 人

（職員数には兼務者を含む。また指定基準を遵守しております。）

7. 事業所の管理者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたらお気軽にお申し出ください。

管 理 者 の 氏 名	管 理 者	平 田 洋 介
-------------	-------	---------

8. 利用料金

介護保険法の改定等や当施設側の都合により、利用料金の額に変更がある場合は、別紙（料金表のご案内）の変更箇所を書面にて説明をおこない、本人または代理者の同意を得た上でご請求させていただきます。

別紙（料金表のご案内）を参照

（2）その他の費用

オムツ代	オムツの提供を受けた場合、1回につき自費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常費用の経費がり、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の自費をいただきます

（3）キャンセル料

当日キャンセルの場合は、キャンセル料として食費相当額を頂きますのでご了承ください。

（4）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担の金額）は1ヶ月ごとにまとめて請求させていただきますので次のいずれかの方法にてお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書については利用者負担金の支払いを受けた後、1ヶ月以内に差し上げます。

支 払 い 方 法	支 払 い 要 件 等
口 座 引 き 落 と し	サービスを利用された月の翌月27日（祝、休日の場合は翌営業日）に事業者が指定する口座からの引き落としとなります。
銀 行 振 込 み	サービスを利用された月の翌月25日（祝休日の場合翌営業日）までに事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 ■銀行 福井銀行 高岡支店 ■口座番号 （普通） 6024489 ■振込み先 シャカイフクシホウジン キューオーエル

9. 事故発生時の対応

当施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- ウ) 事故発生のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- エ) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- オ) 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要ない措置を講じなければならない。
- カ) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡する等、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口担当者	平 田 洋 介
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分まで
	電話番号	0766-50-8773

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関でも申し立てることができます。

苦情受付機関	高岡市長寿福祉課 認定審査係	(TEL) 0766-20-1364
	富山県国民健康保険団体組合	(TEL) 076-431-9821

12. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、職員にすぐにお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や状態の急変などによりサービスを利用できなくなった時はできる限り早めに担当の介護支援専門員、又は地域包括支援センター、又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事業別の非常災害に関する具体的計画として災害対応マニュアルを策定しております。

14. 第3評価の実施状況

実施なし

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置（衛生管理を含む）

- （１）事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防およびまん延防止のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。
- （２）感染症の発生または食中毒の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- （３）感染症の予防およびまん延防止のための指針の整備を行います。
- （４）従業員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修、訓練を定期的 to 実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

- （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- （２）従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施します。
- （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 虐待防止について

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備するとともに、従業員に周知徹底を図り、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施します。また、サービス提供中に、当該事業所従業員（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

18. 身体拘束の原則禁止

- （１）利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。身体的拘束を行う場合には、その状態および時間を記録します。
- （２）従業員に対し、身体的拘束の防止のための研修を定期的 to 実施します。

19. ハラスメント対策

事業者は、適切な地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われたと性的な言動または優越的な関係を背景した言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。